

## ◎肝炎対策基本法

(平成二十二年二月四日法律第九七号)(衆)

### 一、提案理由(平成二十二年二月二六日・衆議院本会議)

○藤村修君　ただいま議題となりました各案について申し上げます。

(略)

次に、肝炎対策基本法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、我が国には肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在すること、肝炎が適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることにかんがみ、肝炎対策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は、

第一に、肝炎が国内最大の感染症であること、現在においても早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多いこと、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスへの感染が国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またはその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあること、薬害肝炎

事件では感染被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、予防接種事件では最終の司法判断において国の責任が確定していること等を踏まえて制定した旨の前文を設けること、

第二に、居住地域にかかわらず肝炎の検査及び適切な医療を受けることができるようにすること等の肝炎対策の基本理念を定めること、

第三に、政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上または財政上の措置等を講じなければならないものとする、

第四に、厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定するものとし、その策定に当たって、肝炎患者や肝炎医療従事者等から構成される肝炎対策推進協議会の意見を聞くもの、

第五に、国及び地方公共団体は、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるもの、

第六に、肝硬変及び肝がんの患者に対する支援のあり方については、今後必要に応じ、検討が加えられるもの、

等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会において、肝炎対策の推進に関する決議が行

われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○決議(平成二年一月二六日)

政府は、肝炎対策基本法の施行及び今後の肝炎対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 感染症法前文の趣旨にかんがみ、国内最大の感染症である肝炎についての個別の対策法たる本法施行に当たっては、肝炎患者等であることを理由に差別されないよう、人権尊重に最大限の配慮を行うこと。

二 肝炎患者が適切な治療を行えるよう、インターフェロン治療の医療費助成を適切に講ずるとともに、B型肝炎の治療に有効な他の抗ウイルス療法等に対する医療費助成についても早期実現を図ること。

三 肝炎患者が治療と社会生活を両立できるよう、地域における診療体制の整備や勤務時間等について企業等に柔軟な対応を求めるなど、患者が安心して治療を続けることができる環境の整備に努めること。

四 肝炎治療のための休職・休業を余儀なくされた肝炎患者に対する支援のあり方について早急に検討を行うこと。

五 専門的な肝炎医療の提供を行う地域の拠点病院の整備を図るとともに、専門知識及び技能を有する医療スタッフ育成のために必要な措置を検討すること。

六 肝炎医療を行う上で必要性が高い医薬品等について、治験を迅速かつ確実に行うための体制を整備するとともに、併せてその他の未承認医薬品等の開発支援及び審査の迅速化を図るため、必要な措置を講ずること。

七 肝炎以外の慢性疾患についても、革新的な予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究の推進に努めるとともに、治療に係る医療費の自己負担が過重なものとならないよう必要な財政支援のあり方について検討すること。

八 肝炎対策推進協議会の運営及び委員の人選に当たっては、これまでの当委員会等の議論を踏まえ、肝炎患者等をはじめとした関係各位の幅広い理解を得られるよう公正中立を旨とすること。また、適時適切に当委員会に報告すること。

右決議する。

## 二、参議院厚生労働委員長報告

(平成二年一月三〇日)

○柳田稔君 ただいま議題となりました三法律案のうち、肝炎対策基本法案及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害

の救済等に関する特別措置法案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、肝炎対策基本法案について申し上げます。

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在すること、肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、より重篤な疾病に進行する可能性があること等、肝炎が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっており、本法律案は、このような現状にかんがみ、肝炎対策を総合的に推進するため、その基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務、肝炎対策基本指針、肝炎対策の基本的施策等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長藤村修君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。